

「労働委員会と裁判所の司法判断の実情 そして、労基法・労働時間法制について学ぶ」

争議・法対委員会 第26回例会

DNPファイン争議や文化シャッター事件など「解雇偽装請負争議」に対して原告の請求をいずれも棄却し、偽装請負の雇用責任を認めない裁判所（司法）の態度が続いています。

また、安倍政権は、高度プロフェッショナル制度の創設が「時間ではなく成果で評価される働き方を希望する労働者のニーズに合わせる」、「長時間労働を抑制し、ムダな残業を減らして労働の生産性を高め、長時間勤務に歯止めがかかる」としています。このような根拠のない主張にたいする問題点や今後の運動の取り組みについて考える集会として争議法対委員会第26回例会を開催します。

◇日時 2015年6月11日（木）午後6時30分～ さいたま共済会館504

◇報告 伊須慎一郎弁護士（埼玉総合法律事務所）
「司法の民主化を求める取り組み
安倍暴走政治による労働時間法制の問題点」

◇発言 争議団・会場からの発言

◇その他 質疑・討論・意見交換討論

主催：埼玉労連 争議・法対委員会

さいたま市浦和区高砂 3-10-11 埼玉労連内 TEL048-838-0771

